

地域密着型金融の機能強化の推進に関する
アクションプログラム（平成17～18年度）

平成17年3月29日

金 融 庁

目 次

I. 基本的考え方	2
II. 具体的取組み	4
1. 事業再生・中小企業金融の円滑化	
(1) 創業・新事業支援機能等の強化	5
(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	5
(3) 事業再生に向けた積極的取組み	6
(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等	8
(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	10
(6) 人材の育成	10
2. 経営力の強化	
(1) リスク管理態勢の充実	11
(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上	11
(3) ガバナンスの強化	12
(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化	13
(5) ITの戦略的活用	13
(6) 協同組織中央機関の機能強化	14
(7) 検査、監督体制	15
3. 地域の利用者の利便性向上	
(1) 地域貢献等に関する情報開示	15
(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備	16
(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	16
(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等	16
(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査	17
4. 進捗状況の公表	17
III. 推進体制	18

地域密着型金融の機能強化の推進に関する
アクションプログラム（平成 17～18 年度）

金融庁は、昨年 12 月 24 日、今後 2 年間の「重点強化期間」（平成 17～18 年度）の金融行政の指針となる「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋（ロードマップ）を示した。同プログラムでは、我が国の金融システムを巡る局面は、「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」としている。その上で、これからの金融行政は、こうしたフェーズの転換を踏まえつつ、「利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを『官』の主導ではなく、『民』の力によって実現するよう目指す必要がある」としている。

「金融改革プログラム」における諸施策のうち、地域金融については、「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る」こととしている。また、このため、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（15 年 3 月 28 日。以下「現行アクションプログラム」という。）について実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを踏まえ、金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）等において、現行アクションプログラムの実績等の評価等について議論が行われた（17 年 2 月 7 日以降 6 回の会合及び 2 回の地方懇談会を開催。）。ワーキンググループの議論は、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）（以下「ワーキンググループ座長メモ」という。）として取りまとめられ、17 年 3 月 28 日に公表されたところである。

金融庁は、今般、ワーキンググループにおける議論等を踏まえ、17 年度及び 18 年度の 2 年間の「重点強化期間」を対象とする中小・地域金融機関についての「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18 年度）」を以下のとおり取りまとめた。

（注 1）中小・地域金融機関は、現行アクションプログラムと同様、地域銀行、信用金庫及び信用組をいう。

（注 2）本アクションプログラムは、地域密着型金融の機能強化の推進に向け、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、及び③地域の利用者の利便性向上、を図るための金融機関及び当局等における取組み等について整理している。

I. 基本的考え方

ワーキンググループ座長メモ等における現行アクションプログラムの実績等の評価等を踏まえた、本アクションプログラムの基本的考え方は以下のとおりである。

1. 地域密着型金融の継続的な推進

中小・地域金融機関は、間柄重視の地域密着型金融の中心的な担い手として、今後とも地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、その機能強化に向けた取組みを推進していくことが求められる。また、こうした取組みについては、企業再生等の分野をはじめ、具体的成果が顕在化するまでに時間を要するものが少なくないなど、取組みの成果がまだ十分に現れていないものも多い。このため、現行アクションプログラムに基づき行われている各種取組みについて、引き続き、その推進を図っていく必要がある。

2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進

地域密着型金融の本質は、金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにある。また、その際、金融機関と地域の中小企業等とによるリスクの共同管理やコストの共同負担という方向性を踏まえながら、相互の信頼関係の下、情報開示を一層推進し、借り手と貸し手の双方の健全性の確保を目指すことが必要である。

しかしながら、現状は、地域密着型金融の本質が、必ずしも金融機関に正しく理解されておらず、利用者にも十分に認知されていないため、本来、その成果として期待される高リターンの実現は未だ道半ばとなっている。

したがって、このような地域密着型金融の本質を十分に踏まえた取組みを金融機関が行うとともに、積極的な広報活動等を通じて、地域の利用者にこの考え方を十分に認識してもらうことにより、地域密着型金融の一層の推進を図る必要がある。

3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進

各金融機関は、本アクションプログラムに基づき、「重点強化期間」を対象とした「地域密着型金融推進計画」を策定・公表することが求められる。その策定に当たっては、各金融機関が「集中改善期間」（15～16年度）における取組みの成果等について評価を行い、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえた個性あるものとするよう留意する必要がある。また、その実施に当たっても、自主的な経営判断により、

地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要である。なお、この計画の策定・実施に当たっては、明確な時間軸をもって、各金融機関がそれぞれの経営方針と整合的に位置付けていく必要がある。

4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

地域の利用者の利便性を向上し、信認を確保するためには、各金融機関は、情報開示の充実及び利用者にも分かりやすい情報の積極的な提供を行うことが重要である。また、このような情報開示等を通じて、経営判断の自主性を確保しつつ、情報開示等による規律付けを受けることの重要性を、各金融機関は認識する必要がある。

こうした点を踏まえれば、各金融機関が、自らの経営理念及び自己責任の下で将来像を示し、地域での相応の役割をコミットするために、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受けることにより、地域密着型金融の機能向上を図る必要がある。

Ⅱ. 具体的取組み

地域密着型金融の一層の推進の観点から、各金融機関が、以下の事項について、その経営判断の下、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえ、「選択と集中」により、その推進を図ることを要請する。その際、各種取組みについて、有機的に連携させ、効果的かつ効率的な取組みを実施するほか、情報開示の促進や実効性のある手段の活用等により、具体的な成果の早期実現を図っていくことが必要である。

また、このような金融機関の地域密着型金融の機能強化に向けた自主的な取組みを支援するため、当局及び業界団体等においては、その環境整備等に努めることとする。

なお、当局は、本アクションプログラムの運用に当たり、特に小規模事業者への地域密着型金融の取組みの浸透に努めるとともに、地域の特性や各金融機関の特性・規模等に留意する必要がある。

(注)「具体的取組み」は、主体別に、金融機関及び業界団体等に対する「要請事項」と、「当局が取り組む事項」に整理されている。「要請事項」に関しては、取り組むべき主体が金融機関、業界団体及び協同組織中央機関に分かれるため、末尾に取り組むべき主体を付記している。

金融機関に対する「要請事項」については、「具体的取組み事例」を記載しているものがあるが、この場合における、それぞれの趣旨は以下のとおり。

「要請事項」… 各金融機関がその経営判断の下、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえつつ、何らかの形で取り組むことが求められるもの。

「具体的取組み事例」… 各金融機関が「要請事項」を実施するに当たっての参考(例示)として掲げたもの。これらの事例については、必ずしも一律にその実施を要請するものではなく、個々の事例を実施するか否かについては、各金融機関がその地域の特性等を踏まえ、自主的な責任ある経営判断を行うことが求められる。

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

◆ 要請事項

地域におけるベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術開発及び新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、以下の事例を参考に、融資審査能力（「目利き」能力）の向上、起業・事業展開に資する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援など、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- 融資審査態勢の強化等
 - 業種別担当者の配置
 - 業種別審査体制の整備・強化
 - 地域に密着した営業を通じた将来性ある案件の発掘・育成のための体制の整備・強化
- 産学官の更なる連携強化等
 - 中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関する産学官とのネットワークの構築・活用
 - 「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
 - 各地域に設置されている中小企業支援センター等の相談機能等の活用
 - 中小企業等が製造・マーケティングのノウハウ、技術等の経営資源を持ち合い業務展開を行う連携事業に対する支援のための取組み
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等
 - 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等の連携強化
 - 知的財産権担保融資やミドルリスク・ミドルリターンをめザニン投融資（貸出金と普通株式の中間の特性を有する債券等（優先株式や劣後ローンを含む。）への投融資）等の活用

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

◆ 要請事項・その1

- 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
各金融機関に対し、中小企業の成長機会の把握・実現に資するため、以下の事

例を参考に、中小企業に対するコンサルティング機能及び情報提供機能の一層の強化など、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
 - 取引先のニーズに応じた経営情報の積極的な提供や広範なビジネス・マッチング情報の提供
 - 商工団体等との連携強化や外部専門家・外部機関等の有効活用
 - 株式公開支援業務、社債発行支援業務、M&A業務など、中小企業の新規事業展開、事業拡大・多角化等のニーズに対応するための取組み
- 中小企業支援スキルの向上を目的とした取組みの強化
 - 研修等で育成した有資格者等（中小企業診断士等）を活用した中小企業等の財務・経営管理能力向上のための支援
 - 中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「財務管理サービス人材育成システム開発プログラム」等への協力

◆ 要請事項・その2

○ 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化

各金融機関に対し、経営改善支援の早期着手及び迅速な企業再生に資するため、キャッシュフローのモニタリング強化等による不良債権の新規発生防止や要注意先債権等の健全債権化に向けた各種取組みの一層の強化を要請する。【対金融機関】

◆ 要請事項・その3

○ 健全債権化等の強化に関する実績の公表等

各金融機関及び業界団体に対し、要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績（体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等）の公表及び公表内容の拡充について要請する。【対金融機関、業界団体】

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

◆ 要請事項・その1

○ 事業再生に向けた積極的取組み

各金融機関に対し、事業再生に向けた取組みの効果的・効率的実施を通じた具

体的な成果の早期実現により地域経済の活性化を図るため、再生ノウハウの共有化を図るとともに、以下の事例を参考に、中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築など、事業再生に向けた積極的取組みを行うよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- 事業再生の早期着手に向けた取組みの促進（プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラインの積極的活用等）
 - 適切な再建計画を前提とし、取引先企業のモラルハザード防止に留意した、プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）、私的整理ガイドラインの積極的活用等、中小企業の過剰債務構造を解消し迅速な再生を図るための取組み
- 多様な事業再生手法の一層の活用
 - 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
 - 適切な再建計画を伴うDES（債務の株式化）、DDS（債務の資本的劣後ローン化）等の積極的な活用
- 外部機関の事業再生機能の一層の活用
 - 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
 - 中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構の再生機能の見直しも踏まえた同機能の一層の活用
- 金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
 - 職員の研修等に加えて、債務者や金融機関の特性・能力に応じた、一層積極的な、外部機関（中小企業再生支援協議会等）との連携や外部人材の活用
- 再生企業に対する支援融資の拡充
 - 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給（DIPファイナンス）
 - 再生企業（産業再生機構や整理回収機構による再生案件を含む。）に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス（再生計画終了に当たっての融資）

◆ 要請事項・その2

- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進

各金融機関に対し、可能な限り、再生支援実績（成功事例、法的整理の活用実績等）や再生ノウハウについて、具体性を持たせた形で情報開示するよう要請する。また、業界団体に対し、各金融機関の再生支援実績や再生ノウハウについて、取りまとめた上、特色ある事例として公表するよう要請する。【対金融機関、業界団体】

◆ 要請事項・その3

○ 人材プールの設置

金融機関が主体的な経営判断に基づき事業再生等の取組みを行うため、外部の金融実務の専門家等を活用する必要がある場合に照会できるよう、金融実務専門家等を登録したいいわゆる「人材プール」を業界団体に設置するよう要請する。【対業界団体】

◆ 要請事項・その4

○ 再生企業に対する支援融資の拡充のための環境整備

業界団体に対し、再生企業の状況やシンジケートローンをはじめとする融資形態に応じた財務制限条項（コベナンツ）のあり方の整理等、再生を促進し、かつ、債権保全を図るために必要な実務に則した検討を行い、必要に応じ、研修等を実施するよう要請する。【対業界団体】

◆ 当局が取り組む事項

○ 中小企業再生支援協議会の有効活用

中小企業再生支援協議会における取組み実態を的確に把握し、必要に応じ、その一層有効な活用方法等について関係機関と協議を行う。

○ 再生支援実績及び再生ノウハウ共有化の公表等

各金融機関が公表した再生支援実績や再生ノウハウについて、利用しやすいような整理を行った上で、半期毎に特色ある事例を取りまとめて公表する。

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

◆ 要請事項

各金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化するとともに、以下の事例を参考に、こうした取組みを推進するよう要請する。

また、各金融機関に対し、「民法の一部を改正する法律」（平成16年法律第147号）の施行を踏まえ、既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なものにならないよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充
 - ローンレビュー（貸出後の業況把握）の徹底
 - 財務制限条項の活用
 - 事業価値に着目した知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資等の活用
 - スコアリングモデルの活用
 - 審査業務の高度化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等に資するための信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用

② 中小企業の資金調達手法の多様化等

◆ 要請事項・その1

○ 中小企業の資金調達手法の多様化等

各金融機関に対し、中小企業金融の円滑化や金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、以下の事例を参考に、中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組み等を推進するよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

○ 中小企業の資金調達手法の多様化等

- 事業価値に着目した知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資、ノンリコースローン（債務履行の責任財産が融資対象に限定される融資）、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組み
 - 地域CLO（ローン担保証券）や中小企業が保有する売掛債権等を活用した資産担保証券の発行等の証券化等に関する積極的な取組み
- #### ○ 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資の推進
- 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備・適用に向けた取組み

◆ 要請事項・その2

○ 中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた環境整備

業界団体に対し、ノンリコースローンやプロジェクトファイナンスをはじめとする中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取組みの促進のために必要な実務に則した検討を行い、必要に応じ、研修等を実施するよう要請する。【対業界団体】

◆ 要請事項・その3

○ 中小企業金融の円滑化等

協同組織中央機関に対し、中小企業金融の円滑化や協同組織金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、貸出債権の流動化等に向けた取組みを要請する。【対協同組織中央機関】

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

◆ 要請事項

中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点から、契約条件等について、金融機関から顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要である。このため、各金融機関に対し、いわゆる「説明責任ガイドライン」（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-4-1（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能））を踏まえて、以下の事項も含め、顧客への説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化を図るよう要請する。【対金融機関】

- ・ 顧客説明マニュアル等の内部規程の整備
- ・ 営業店における実効性の確保
- ・ 苦情等事例の分析・還元

◆ 当局が取り組む事項

○ 顧客への説明態勢の整備状況、相談苦情処理機能の実効性についての検証

金融機関の顧客への説明態勢の整備状況及び相談苦情処理機能の実効性等について、検査及びオフサイトモニタリングを通じて重点的な検証を行う。

○ 地域金融円滑化会議の開催及び活用

貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うなど、説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化のため、「地域金融円滑化会議」を半期毎に開催する。

(6) 人材の育成

◆ 要請事項

各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に推進していくため、地域の特性及び各金融機関のビジネスモデル等を踏まえつつ、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組みを要請する。【対金融機関】

2. 経営力の強化

(1) リスク管理態勢の充実

◆ 要請事項

各金融機関に対し、19年3月末からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に備え、自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備に積極的に取り組むよう要請する。【対金融機関】

◆ 当局が取り組む事項

○ 適切な自己査定及び償却・引当の確保

金融検査マニュアルに基づく検査が3巡目となる中、適切な自己査定及び償却・引当を確保する観点から、以下のような対応を行う。

イ) 正当な理由がないにもかかわらず、自己査定と検査結果の格差が著しい金融機関に対して、業務改善命令を発出するなど厳格に対応する。

ロ) 担保評価について、引き続き、各金融機関に対し担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正な検証を行うよう要請するとともに、検査において、その適切性を検証する。

○ 市場リスク管理態勢の検証

株価、金利等市場の動きも注視しつつ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果の把握等を通じ、金融機関の健全性の確保に努めるため、有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対して、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

◆ 要請事項

各金融機関に対し、地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開するとともに、地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、以下の事例を参考に、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- 収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み
 - 管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築
 - 信用リスクデータの蓄積
 - 金利設定のための内部基準の整備等

◆ 当局が取り組む事項

- 収益管理態勢の整備状況に係る重点的なオフサイトモニタリングの実施等
管理会計を活用した業績評価の再構築の実施など収益管理態勢の整備・拡充に向けた取組みを促す観点から、収益管理態勢の整備状況について、重点的なオフサイトモニタリングやフォローアップを実施する。

(3) ガバナンスの強化

◆ 要請事項・その1

- 財務内容の適正性の確認
地域銀行に対し、ガバナンスの向上の観点から、可能な限り17年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行うよう要請する。【対地域銀行】

◆ 要請事項・その2

- 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上
 - 半期開示の内容充実について、業界団体に対し、検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】
 - 総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みについて、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】

◆ 当局が取り組む事項

- 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上
協同組織金融機関の年度毎のディスクロージャー誌について、銀行と同様、事業年度経過後四ヶ月以内の開示の義務付けを検討する。

○ 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

金融機関の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図る観点から、適切な経営管理を確保するため、経営者の自覚に基づく対応を前提としつつ、総合的なヒアリング等の有効活用を通じて、取締役会、監査役会等の機能発揮状況等を検証する。

(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化

◆ 要請事項・その1

○ 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等

各金融機関に対し、不祥事件等の発生の未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検強化など、法令等遵守のための取組みを要請する。【対金融機関】

◆ 要請事項・その2

○ 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

各金融機関に対し、顧客情報管理に関して、個人情報保護法の施行（17年4月1日）を踏まえ、法令等の諸規定に基づき、より一層適切な管理・取扱いが確保されるよう要請する。【対金融機関】

◆ 当局が取り組む事項

○ 法令違反等に対する厳正な対応

各金融機関における法令違反や不祥事件等について、引き続き、業務改善命令等の監督上の措置の厳正な運用、並びに検査における法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢の状況に係る重点的な検証を行う。

(5) ITの戦略的活用

◆ 要請事項・その1

○ ITの戦略的活用

各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適正性の確保に留意しつつ、経営陣が主導的な機能を発揮し、以下の事例を参考に、各金融機関のビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的な活用に向けた取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】

具体的取組み事例

- ビジネスモデル等の状況に応じた I T の戦略的活用
 - 顧客データベース拡充等による情報系システムの構築
 - I T を活用したコンサルティング機能の強化
 - 地域の特性等を踏まえた業務・システムの最適化の推進
 - リスク定量化等 I T を活用したリスク管理の高度化
 - I T 投資効率の検証及び検証結果を踏まえた再構築等

◆ 要請事項・その2

- I T の戦略的活用を推進するための環境整備

各金融機関における I T の戦略的活用に向けた取組みが効果的かつ効率的に実施可能となるよう、業界団体に対し、I T の戦略的活用に必要な検討を要請する。
【対業界団体】

(6) 協同組織中央機関の機能強化

協同組織中央機関は、個々の協同組織金融機関を会員とする、相互扶助を目的とした中央機関であり、個別金融機関の業務の補完やガバナンスの向上、地域の金融システムの安定性確保等を図る観点から、従来より、一定の役割を果たしてきているところであるが、今後も、個別金融機関の経営基盤を強化することによって、業界全体の信用力の維持・向上を図るため、協同組織中央機関の機能強化を目指す。

◆ 要請事項

- 協同組織中央機関の機能強化
 - 協同組織中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を積極的に活用するよう要請する。また、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。【対協同組織中央機関】
 - 協同組織中央機関に対し、人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を要請する。【対協同組織中央機関】
 - 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むよう要請する。【対協同組織中央機関、協同組織金融機関】

(7) 検査、監督体制

◆ 当局が取り組む事項

○ 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督

- 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づく総合的な監督を行いつつ、必要に応じ、各金融機関の特性等を踏まえた、重点的な対応を行う。
- 検査・監督連携会議等を通じ、検査部局・監督部局間及び金融庁・財務局間での一層の連携強化を図り、各金融機関の特性等に応じたより効果的かつ効率的な監督を行う。
- 金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例について情報提供し、その共有化を図る。

○ 金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底等

中小企業の経営実態等に即した的確な検査を推進するため、16年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」について、検査官に対する研修の実施等を通じて、引き続き、周知徹底を図るとともに、検査モニターにおいて当該別冊の運用状況を確認し、運用の適切性を確保する。また、様々な機会を利用し、金融機関のみならず債務者である中小企業等に対しても、引き続き、マニュアル別冊の広報に努める。

3. 地域の利用者の利便性向上

(1) 地域貢献等に関する情報開示

◆ 要請事項・その1

○ 地域貢献に関する情報開示

地域の利用者に対する情報提供の充実を図るため、地域貢献に関する情報開示を、個性的、かつ、より分かりやすく行うよう、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、積極的な取組みを要請する。当該情報開示に当たっては、金融機関の社会的責任といった観点も考慮しつつ、①地域の中小企業者に対しどのような資金供給がなされているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等が地域のためにどのように活かされているか、等の項目を含め、地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を示すこととする。【対金融機関、業界団体】

◆ 要請事項・その2

○ 充実した分かりやすい情報開示の推進

各金融機関に対し、地域の利用者の利便性向上や信認の確保のため、以下の取組み等を通じ、利用者の目線に立ち、充実した分かりやすい情報開示の積極的な推進を要請する。【対金融機関】

- ・ 利用者からの質問や相談等のうち頻度の高いもの等についての回答事例の作成及びホームページ等での公表

(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

◆ 当局が取り組む事項

地域の利用者に対する情報提供の充実を図るため、現行アクションプログラムの総括等を踏まえ、中小企業金融の実態に関するデータ整備を行い、17年9月末を目途に金融庁のホームページにおいて公表する。

(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

◆ 要請事項

利用者へのサービスの強化のためには、経営環境の変化や利用者へのサービスの多様化を見据え、利用者ニーズの特性等を踏まえた利用者満足度の向上に資する多様で質の高いサービスの提供が必要である。このため、各金融機関に対し、以下の取組み等を通じ、地域の特性や利用者ニーズを踏まえたビジネスモデルの展開等、地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立に向けた取組みを要請する。

【対金融機関】

- ・ 「金融改革プログラム」に掲げられた「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」について、地域の特性等をも踏まえた利用者満足度アンケート調査等の実施及びその結果の経営方針への反映

(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等

◆ 要請事項

各金融機関に対し、地域全体の活性化を計画的に実施する「まちづくり」の視点を踏まえ、地域におけるPFIへの取組み支援やまち再生施策に係る支援等の地域再生推進に向けた各種施策との連携等、地域活性化に向けた地域と一体となった取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】

(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

◆ 当局が取り組む事項

各年度において、中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表して金融機関全体の利用者利便の向上を促す。

4. 進捗状況の公表

◆ 要請事項

各金融機関に対し、その実施する施策の進捗状況について、取組みの特色やこれにより得られた成果を示すこと等を通じて、地域の利用者に対し、より分かりやすい形で半期毎に公表するよう要請する。【対金融機関】

また、業界団体においても、これらを取りまとめ、公表するよう要請する。【対業界団体】

なお、協同組織中央機関が取り組む施策についても、各金融機関に準じた対応を要請する。【対協同組織中央機関】

Ⅲ. 推進体制

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定

- 本アクションプログラムに基づき、18年度までの「重点強化期間」内に、地域密着型金融の機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、17年8月末までに、「地域密着型金融推進計画」（計画期間17～18年度）を策定・公表することを要請する。各金融機関は、同計画に基づき、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図ることとする。なお、各金融機関は、同計画の策定に当たり、地域の特性等を踏まえた個性的なものとするとともに、地域密着型金融の推進により目指すべき姿が地域の利用者に十分理解されるよう、自らの経営判断の下で、可能な限り、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を盛り込むよう努めることとする。
- 当局は、銀行法第24条（協同組織金融機関については、同条を準用する規定）に基づき、各金融機関に対し、17年8月末までに、策定した計画について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の進捗状況に係る報告を求め、そのフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。
- なお、協同組織中央機関が取り組む施策についても、各金融機関に準じた対応を行うこととする。

2. 実績の取りまとめ・公表

- 当局は、18年度までの「重点強化期間」において、本アクションプログラムに基づく施策の進捗状況及び金融機関（協同組織中央機関を含む。）の取り組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。なお、必要に応じ、金融審議会にも報告する。

3. 財務局の機能の活用

- 財務局は、特色ある取り組み等に関するシンポジウムを年1回開催し、これにより中小企業金融に係る金融機関のノウハウ等の一層の共有化を推進する。
- 財務局は、中小企業金融についてのモニタリング等を通じて、地域における中小企業金融の実情等の的確な把握に努め、金融庁と密接な連携を図りつつ、これらを活用して地域密着型金融の推進を図ることとする。また、金融庁は、財務局の行う

中小企業金融モニタリングの機能の更なる活用を図ることとし、その一環として、当該モニタリングを通じて得られた地域の中小企業金融に関する情報を四半期毎に取りまとめ、公表する。

- 財務局は、金融機関の取組みに対する地域の利用者からの意見・要望の窓口として「地域密着型金融の推進に向けた金融機関の取組みに対する意見・要望窓口」（仮称）を、17年9月末までにホームページに設置し、金融機関の取組みの参考となるよう、得られた情報を金融機関に還元する。
- 「金融行政アドバイザー」（仮称）を活用し、地域密着型金融の推進に向けた広報の充実を図る。

4. 「集中改善期間」の総括

- 各金融機関による地域密着型金融の更なる推進に資するため、17年6月末を目途に、金融庁は、「集中改善期間」における各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表する。また、「集中改善期間」における特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局毎に開催する。